教 生 学 第 7 4 号 令和4年(2022年)4月22日

 各
 教
 育
 局
 長

 各
 道
 立
 学
 校
 長

 各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
 様

 ( 各
 市
 町
 村
 立
 学
 校
 長
 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

教職員研修資料「支援が必要なヤングケアラーに気づくために」について(通知)ヤングケアラーへの支援については、令和3年(2021年)11月19日付け教生学第752号及び令和4年(2022年)4月4日付け教生学第5号において、校内研修等で活用できる資料について周知し、各学校において活用いただいているところです。

この度、当課において、北海道ケアラー支援条例やこれまで周知した資料のうち、「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)」、「『ヤングケアラー』の早期発見のためのアセスメントシート」などを参考にして、教職員が研修等でヤングケアラーについての理解を深めることができるよう、別添の資料を作成しましたので、送付します。

つきましては、各学校において本資料を活用するなどして、ヤングケアラーの把握や支援の 在り方について、教職員の理解を深めていただきますようお願いします。

(企画・調整係)

# 支援が必要なヤングケアラーに気づくために ~ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)~

令和4年(2022年)4月 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課

# ヤングケアラーを知っていますか?

[ヤングケアラーの具体例]



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料 理・掃除・洗濯などの家 事をしている



家族に代わり、幼いきょ うだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを している



目を離せない家族の見守 りや声かけなどの気づか いをしている



日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている



家計を支えるために労働 をして、障がいや病気の ある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族 に対応している



がん・難病・精神疾患な ど慢性的な病気の家族の 看病をしている



障がいや病気のある家族 の身の回りの世話をして



障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

## 1.なぜ、ヤングケアラーへの支援が必要か

ガイドラインP.3

子どもの権利が侵害 されている可能性

○ 「学校に行けない」「友達と遊べない」など、本来 守られるべき子どもの権利を尊重する支援が必要です。

#### 2.ヤングケアラーをどのように把握するか

ガイドラインP.6

アセスメントシート 等を活用して把握

○ ヤングケアラーの様子や状況などについて理解し、 子どもを見守る視点を共有することが大切です。

## 3.ヤングケアラーをどのように支援するか

ガイドラインP.13

支援の必要性の判断と支援方針の検討

○ どの権利が侵害され、どう改善するか、子どもの意 向を踏まえ、福祉などの機関につなぐことが必要です。

#### 【資料はこちらからダウンロード】

・北海道教育委員会Webページ「ヤングケアラーについて」 ~ガイドラインやアセスメントシートを掲載しています。

https://www.dokvoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/voung-carer.html



## アセスメントシートを活用しましょう!

#### アセスメントシートの例 \_

´ 気になることを共有できるよう、いつ、誰が、 何を観察するのか共通理解を図りましょう!

	項目	確認場面	確認者
健康について気になる様子			
	必要な病院に通院・受診できない、服薬できて いない	健康観察 欠席確認	学級担任 養護教諭
	給食時に過食傾向がみられる(おかわりを何度 もしている)	給食指導	学級担任 栄養教諭
	身だしなみが整っていないことが多い(季節に 合わない服装をしている)	健康観察	学級担任 養護教諭
就学に関して気になる様子			
	授業中の集中力が欠けている、居眠りしている ことが多い	授業中	学級担任 教科担任
	クラスメイトとの関わりが薄い、一人でいるこ とが多い	授業中 休憩時間	学級担任 教科担任
	保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出 忘れが多い、校納金が遅れる、未払いが多い	提出物確 認時等	教科担任 事務職員
ヤングケアラーの可能性が考えられる様子			
	家族の介助をしたり、付き添いをしたりしてい る姿を見かける	校外指導	生徒指導 担当者
	幼いきょうだいの送り迎えをしている姿を見か ける	校外指導	生徒指導 担当者
	生活のために(家庭の事情により)就職・アル バイトをしている	個人懇談 教育相談	学級担任

気になることがあれば、関係機関と連携して、さらに家庭の状況を把握するなど、虐待や ヤングケアラーの可能性はないか、組織的に対応できるよう工夫しましょう!

# 【ヤングケアラーについて理解を深めるために】

・北海道保健福祉部「ケアラー支援について」 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keara\_shien.html



・厚生労働省「子どもが子どもでいられる街に。~みんなでヤングケアラーを支える社会を目指して~」https://www.mhlw.go.jp/young-carer/





教 生 学 第 752号 令和3年(2021年)11月19日

 各
 教
 育
 局
 長

 各
 道
 立
 学
 校
 長

 各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
 様

 ( 各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊藤 伸 一

「道のケアラー支援に係る条例制定」に向けた今後の御協力について(通知)

このことについて、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援担当課長から、別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

つきましては、各学校において、条例案のパブリックコメントの取組について、教職員 に周知するようお願いいたします。

なお、別添 $1\sim3$ の資料を校内研修等で活用するなどして、ヤングケアラーの把握や支援の在り方について、教職員の理解を深めることができるよう取組をお願いします。

また、下記Webページに別添1~3の資料を掲載するほか、児童生徒が利用できる相談窓口を掲載しておりますので、学校便り等で周知いただくようお願いします。

記

#### [別添資料]

別添1 「ケアラー(介護者)について知っていますか?」(道保健福祉部)

別添2 「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン(案)」(厚生労働省)

別添3 「『ヤングケアラー』の早期発見のためのアセスメントシート」(厚生労働省)

#### 〔道教委W e b ページ〕

○ ヤングケアラーについて

https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html

※上記別添資料、児童生徒が利用できる相談窓口、各種リンクを掲載しています。

(企画・調整係)



教 生 学 第 5 号 令和4年(2022年)4月4日

 各
 教
 育
 局
 長

 各
 道
 立
 学
 校
 長

 各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
 様

 ( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

「北海道ケアラー支援条例」の制定について(通知)

このことについて、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援担当課長から、別添写しのとおり依頼がありましたので、通知します。

つきましては、各学校において、教職員に周知するようお願いいたします。

なお、条例上、ヤングケアラーはケアラーのうち18歳未満の者と定義されており、18歳に到達した場合はヤングケアラーの定義から外れるものの、ケアラーである場合は、その状況に応じた適切な支援が必要です。そのため、特に就学中である場合においては、ヤングケアラーと同様、教育の機会の確保はもとより、ヤングケアラーに準じた支援が必要となることに留意願います。

また、次のWebページにて、教職員の理解を深めることができるよう、校内研修等で活用できる資料のほか、児童生徒が利用できる相談窓口を掲載しておりますので、学校便り等で周知いただくようお願いします。

〔道教委W e b ページ〕

○ ヤングケアラーについて

https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html



(企画・調整係)